

2024年11月7日

日本共産党滋賀県議会議員団の見解

政務活動費を巡る大野議員の詐欺について、

議会が百条委員会を設置して、徹底究明することを求める

日本共産党滋賀県議会議員団

2022年12月14日、日本共産党滋賀県議会議員団が天津地方検察庁に対して、大野和三郎議員のN018号の県政報告の印刷代51万1900円が2重に支出されているとし、この手口は、N018号だけでなく、4年間16回の県政報告発行費にも使われているとみられ、数百万円の詐欺が疑われるとし、「虚偽有印公文書作成と同行使および詐欺の疑い」で告発。この告発をうけ、2024年10月17日、虚偽の領収書を添付して政務活動費計約580万円の返還を免れたとして、在宅起訴されました。

同議員団は、翌日10月18日 有村罔俊議長に対して、「県議会はすみやかに政治倫理審査会を開き、全容解明し、大野議員の辞職勧告決議を求める要望」をおこないましたが、対応がなされないまま、11月1日付けで、大野議員より、「一身上の都合」を理由に辞職願が提出されました。

本日の議会運営員会で大野議員に辞職願に対して取扱を協議されようとしています。これまで同県議団は、2024年2月6日には県庁内の大野議員の控室が家宅捜査されたときに、同年2月29日 各会派に政治倫理審査会の設置を呼び掛けましたが、捜査の推移を見守るにとどまり、議会として対応がなされないままにきています。

物価高騰で暮らしの深刻さを増すなかで、県民からは、大野議員の公金の詐取に、怒りの声があがっています。

また、今回の起訴内容は報道によると、2017年から22年度までの県から交付される政務活動費について、調査業務補助員に給与を支払っていないのに虚偽の領収書を作成し、収支報告書に添付して議長に提出したとされたことも、同県議団が告発した県政報告の発行費を水増しした虚偽の領収書だけでないことも明らかになりました。

また、同県議団の告発にあるように数百万円もの印刷代の水増しの疑いもあり、大野議員がわずかな返金で辞職すればよいというものではありません。自ら県民に謝罪するとともに、真相を県民に説明する責任があります。「一身上の都合」ということで大野議員が謝罪、説明をされないのであるならば、県議会として、百条委員会を設置し、徹底究明し、自浄作用を発揮することが強く求められています。